

大切な早期診断・早期治療

治療について

認知症は、治らない病気だから医療機関に行っても仕方がないと思わないでください。

早期判断、早期治療が重要です。

早い時期に受診することのメリット

- 治る病気を見逃さない
- アルツハイマー型認知症の場合は、薬で進行を遅らせることができます。早く使い始めると健康な時間を長くすることができます。
- 脳血管型認知症の場合は、高血圧のコントロールなど、他の病気を治療を行うことによって進行を防ぐことができます。

どこに受診すればよいでしょう？

- かかりつけ医の先生から、認知症の専門医を紹介していただきます。
- もの忘れ外来を標榜している医療機関
- 精神科や神経内科など
- 認知症疾患医療センター



診断には

- ① 問診（認知症?と思うエピソードをまとめていく）
- ② 神経心理検査（長谷川式スケールなど）
- ③ 画像診断（CT、MRI、脳血流検査など）
- ④ 血液検査

などが実施されます

日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方の権利擁護として、本人との契約に基づいて援助を行います。

- * 福祉サービスの利用援助
- * 通帳や書類の預かり
- * 銀行からのお金の引き出し
- * 定期的な訪問でお金を届ける
- * 家賃・光熱費の支払い代行 など

お問い合わせ・相談窓口：各社会福祉協議会

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分なため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（後見人、保佐人、補助人）を選任し、本人を保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに分けられます。

利用にあたっては、本人、配偶者、四親等内の親族、市長などによる申し立てが必要です。

下記の相談窓口が、成年後見制度の説明、申し立ての案内など、制度利用を支援しています。

お問い合わせ・相談窓口：

地域包括支援センター

大阪後見支援センター あいあいねっと TEL 06-6191-9500

大阪市成年後見支援センター（権利擁護相談支援サポートセンター事業） TEL 06-4392-8282

（裏表紙参照）